

小規模多機能型居宅介護

基本部分 ()内旧単位			登録者数が登録定員を超える場合又は従業者の員数が基準に満たない場合	<u>身体拘束 廃止未実施 減算</u>	<u>高齢者虐待 防止措置 未実施減算</u>	<u>業務継続 未策定減算</u>	過少サービスに対する減算	中山間地域等にかかる加算
小規模多機能型居宅介護費(1月につき) ※1	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1	<u>10,458</u> 単位(10,423)	×70/100	<u>-1/100</u>	<u>-1/100</u>	×70/100	
		要介護2	<u>15,370</u> 単位(15,318)					
		要介護3	<u>22,359</u> 単位(22,283)					
		要介護4	<u>24,677</u> 単位(24,593)					
		要介護5	<u>27,209</u> 単位(27,117)					
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1	<u>9,423</u> 単位 (9,391)					
		要介護2	<u>13,849</u> 単位(13,802)					
		要介護3	<u>20,144</u> 単位(20,076)					
		要介護4	<u>22,233</u> 単位(22,158)					
		要介護5	<u>24,516</u> 単位(24,433)					
短期利用居宅介護費(1日につき) ※2	要介護1	<u>572</u> 単位 (570)	×70/100	<u>-1/100</u>	<u>-1/100</u>	<u>-1/100</u>	×70/100	特別地域加算 +15/100 中山間地域等における小規模事業所加算 +10/100 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +5/100
	要介護2	<u>640</u> 単位 (638)						
	要介護3	<u>709</u> 単位 (707)						
	要介護4	<u>777</u> 単位 (774)						
	要介護5	<u>843</u> 単位 (840)						
介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき) ※1	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1	<u>3,450</u> 単位 (3,438)	×70/100				
		要支援2	<u>6,972</u> 単位 (6,948)					
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1	<u>3,109</u> 単位 (3,098)					
		要支援2	<u>6,281</u> 単位 (6,260)					
介護予防短期利用居宅介護費(1日につき) ※2	要支援1	<u>424</u> 単位 (423)	×70/100					
	要支援2	<u>531</u> 単位 (529)						

介護給付
 予防給付
 支給限度額管理対象外

加算名	単位数		
	1日につき	1月につき	6月に1回を限度
初期加算	30 単位	●	
看取り連携体制加算	64 単位	●	
訪問体制強化加算	1,000 単位		●
口腔・栄養スクリーニング加算	20 単位		●
総合マネジメント体制強化加算	(I) 1,200 単位		●
	(II) 800 単位 (1,000)		●
生活機能向上連携加算	(I) 100 単位		●
	(II) 200 単位		●
科学的介護推進体制加算	40 単位		●
認知症加算	(I) 920 単位		●
	(II) 890 単位		●
	(III) 760 単位 (800)		●
	(IV) 460 単位 (500)		●
認知症行動・心理症状緊急対応加算	7 日間を限度 200 単位	●	
若年性認知症利用者受入加算	800 単位		●
看護職員配置加算	(I) 900 単位		●
	(II) 700 単位		●
	(III) 480 単位		●
<u>生産性向上推進体制加算</u>	(I) 100 単位		●
	(II) 10 単位		●
サービス提供体制強化加算	(I) 750 単位		●
	※1を 提供している 場合 (II) 640 単位		●
	(III) 350 単位		●
	(I) 25 単位	●	
	※2を 提供している 場合 (II) 21 単位	●	
	(III) 12 単位	●	

介護職員処遇改善加算は「0. 共通事項」参照

各種加算の改定（小規模多機能型居宅介護）

名称	詳細
(変更) 認知症加算	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、別に厚生労働大臣が定める以下の利用者に対して専門的な認知症ケアを行った場合に加算します。</p> <p>イ 認知症加算（I）：次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>(2) 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。</p> <p>(3) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> <p>(4) 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>ロ 認知症加算（II）：イ(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ハ 認知症加算（III）：日常生活に支障を来す恐れのある症状又は行動が認められることから介護が必要な認知症の者（日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはMに該当する者）</p> <p>ニ 認知症加算（IV）：要介護状態区分が要介護2である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅡに該当する者）</p>
(変更) 総合マネジメント 体制強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合に加算します。</p> <p>イ 総合マネジメント体制強化加算（I）：次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、サービス計画の見直しを行っていること。</p> <p>(2) 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること。</p> <p>(3) 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。</p> <p>(4) 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>(5) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。</p> <p>(6) 次のいずれかに適合すること。</p>

名称	詳細
	<p>① 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。</p> <p>② 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること。</p> <p>③ 地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業所が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。</p> <p>④ 市町村が実施する法第115条の45第1項第2号掲げる事業や同条第2項第4号に掲げる事業等に参加していること。</p> <p>ロ 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）：イ(1)から(3)までに掲げる基準に適合すること。</p>
<p>(新設)</p> <p>生産性向上推進体制加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合に加算します。</p> <p>イ 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）：次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</p> <p>① 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保</p> <p>② 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮</p> <p>③ 介護機器の定期的な点検</p> <p>④ 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修</p> <p>(2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。</p> <p>(3) 介護機器を複数種類活用していること。</p> <p>(4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及び質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。</p> <p>(5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。</p> <p>ロ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）：次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)に適合していること。</p> <p>(2) 介護機器を活用していること。</p> <p>(3) 事業年度ごとに(2)及びイ(1)の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。</p>
<p>(新設)</p> <p>身体拘束廃止未実施減算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。</p>

名称	詳細
(新設) 高齢者虐待防止措置未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。
(新設) 業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。